

告 示

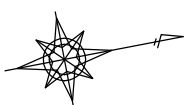
埼玉県告示第五百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市膝折町三丁目千六百九十九番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



-10m

起点

10.8°

10m

20m

Y

1699-3

-10m

-20m

1692-4

格子の回転角10.8度

起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により構成された格子を起点を支点に右方向に回転させた角度。

起点

起点は朝霞市膝折町3丁目1699-3の最北端とする

形質変更時要届出区域

